第六に被災地の復旧・復興である。東日本大震災から４年が経過したが、今なお、土地の嵩上げ工事の遅れなどを背景として復旧が遅れている中小企業・小規模事業者や、原子力災害にかかる風評被害等により十分な販路が確保できず、事業の継続が危ぶまれる事業者が存在している。こうした被災地の状況を鑑み、原子力災害を含む震災からの復旧・復興が一日も早く進むように、引き続き、施設・設備の復旧や新分野需要開拓を見据えた新たな取組等のハード面での支援に加え、事業活動の再開から売上げの安定に至るまでのソフト面での支援を講じることが必要である。

以上の課題に対し、適切な支援施策を講じることで、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展に万全を期していく。

Ⅱ．中小企業・小規模事業者の支援に関する基本方針

前述の中小企業・小規模事業者政策の課題・現状認識を踏まえつつ、支援体制の充実を取り組むべき課題の中心に据え、その上で、小規模事業者支援の体制整備、事業者への更なる浸透を図ることとする。

支援体制の充実に向けては、まず、中小企業・小規模事業者の経営課題が複雑化・多様化する中、事業の各段階に応じた経営課題・支援ニーズにワンストップで対応できる支援体制の構築が必要である。そのため、中小企業・小規模事業者等からの売上拡大等の様々な経営相談に対して、地域の支援機関等とも連携しながら対応するワンストップ相談窓口として、「よろず支援拠点」を平成26年６月に各都道府県に整備し、これまでに約６万件の相談に対応した。平成27年度も、地方公共団体、金融機関、商工会・商工会議所等との積極的な連携による相談案件の相互紹介や広報活動などを通じた更なる支援体制の充実に向け、実態把握や関係団体への働きかけ等に取り組む。

また、中小企業経営力強化支援法に基づき、平成24年８月に創設された認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）をこれまでに23,628機関（平成27年４月16日時点）認定し、事業計画策定支援等を通じた専門性の高い支援の担い手の裾野の拡充を図ってきた。

平成27年度においても、優良事例や活動事例の普及や認定支援機関検索データベースの充実等を通じ、①支援業務の活動促進及び質の向上、②他の支援機関との連携促進、③各認定支援機関の特徴（得意分野等）の積極的な発信、などに取り組んでいく。

さらに、小規模事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成26年の通常国会において成立した小規模企業振興基本法に基づいて「小規模企業振興基本計画」を平成26年10月に定めた。同計画においても「地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備」を柱の一つとしており、支援機関全体のレベルアップや各機関・国・地方公共団体の緊密な連携の強化、商工会・商工会議所の伴走型支援の推進など、支援体制の補強を図る。

このように国は「よろず支援拠点」や認定支援機関、商工会・商工会議所等の支援体制の整備、強化を進める。都道府県（政令で指定する市を含む。）や独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）においても、これらの支援機関に対する積極的な支援や情報提供・助言等の協力、個別の事業者支援に際しての連携等を行うことが求められる。また、各省庁や地方公共団体の施策を組み合わせて、適切な支援に取り組むことが求められる。

なお、本支援計画の策定に当たっては、国、都道府県及び中小機構が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果の最大化を目指すことが重要である。

本支援計画をもとに、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取組みが行われていくことを考えれば、「対話と協力」の重要性は引き続き高まっていくものである。

Ⅲ．国の事業

１．事業の実施体制

国においては、国の各支援事業の実施に当たって、都道府県、中小機構の支援事業と適切な役割分担の下で緊密に連携し、「よろず支援拠点」や認定支援機関、商工会・商工会議所等を有効活用しつつ、中小企業・小規模事業者の経営課題にきめ細かく対応する。また、支援事業の実施状況や成果を把握して、その効果を検証することでＰＤＣＡサイクルを構築し、不断の見直しを行う。加えて、支援を受けた事業者や支援機関などから意見を聴き、中小企業・小規模事業者にとってより利用しやすい事業となるよう、努める。

２．事業の概要

平成26年度補正予算や平成27年度予算に基づく各支援事業を、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

⑴　円安による原材料コスト高や、消費税率引上げに伴う監視・取締り体制

①　消費税転嫁対策窓口相談等事業

37.4億円（26年度補正）

消費税率の引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行い、併せて、軽減税率等に関する各種調査を実施する。

②　消費税率引上げに伴う取引状況監視・検査の徹底

38.7億円

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、悉皆的な書面調査を実施するなど、転嫁対策調査官474人体制で積極的な情報収集を行い、監視・取締りを実施する。

⑵　中小企業・小規模事業者のイノベーション推進

①　ものづくり・商業・サービス革新事業

1,020.4億円（26年度補正）

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援する。

②　革新的ものづくり産業創出連携促進事業

128.7億円（新規）

㋐　戦略的基盤技術高度化支援事業

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（平成18年法律第33号。以下「中小ものづくり高度化法」という。）の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取組を支援する。

㋑　シーズ活用研究開発事業

中小企業・小規模事業者と大学等とのライセンスを加速するため、新事業につながる技術開発を支援する。

③　商業・サービス競争力強化連携支援事業

9.09億円（新規）

中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援する。

④　特許等取得活用支援事業

18.8億円

中小企業等が企業経営の中でノウハウを含めた知的財産活動が円滑にできるよう中小企業におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに知的財産に関する相談を一元的に受け付ける専門の相談窓口（「知財総合支援窓口」）を設け、同窓口に解決を支援する専門人材を配置してワンストップで解決支援を行う。

⑤　中小企業等外国出願支援事業

6.3億円

中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業による外国出願（特許、実用新案、意匠、商標に関する出願をいう。以下同じ。）を支援する。

なお、地域団体商標の外国への出願については、中小企業のみならず、商工会、商工会議所、ＮＰＯ法人についても支援する。